

もっと知りたい！ 町からのお知らせ

More Higashiura News

愛犬の登録と 狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬は登録をして、毎年、狂犬病予防注射を受けなければなりません。次の予定で狂犬病予防注射を行いますので、お近くの会場を受けてください。新たに未登録の犬を飼いだした場合は、注射会場へ登録できます。その際、注射料金のほかに登録料が必要となります。

※平成30年3月2日以降に、獣医師が注射済みの犬に注射は不要です。

● **登録**
1頭 3,400円
初回のみで永久登録
1頭 3,000円

● **注射**
毎年1回

● **問い合わせ**
環境課 内線284

●犬の登録と狂犬病予防注射日程表

実施日	時間	会場
4月6日(金)	9:50~10:30	森岡コミュニティセンター
	10:50~11:10	卯ノ里コミュニティセンター
	11:30~12:00	緒川コミュニティセンター
	13:00~13:25	町体育館
	13:45~14:10	藤江コミュニティセンター
4月7日(土)	9:30~9:50	相生老人憩の家
	10:05~10:30	東浦葵ノ荘団地集会所
	10:50~11:40	東ヶ丘集会所
	12:40~13:00	平池台自治会集会所
	13:20~14:00	藤江公民館
4月9日(月)	9:30~10:00	生路コミュニティセンター
	10:20~10:50	石浜中自治会集会所横駐車場 役場
	11:10~11:40	
	12:40~13:10	石浜コミュニティセンター
	13:35~14:10	北部ふれあいセンター

町で犬の登録をしている方には、注射日のお知らせハガキを送ります。当日は、ハガキ表面の問診票を記入のうえ、必ず持参してください。

正当な理由なしに予防注射を受けないと、狂犬病予防法違反として罰せられることがあります。※警報などが発令された場合は中止することがあります。



東浦町 ひとり親家庭等 児童受験料 給付事業

将来の自立に向けて頑張るお子さんを応援しています！

●内容

高等学校・大学受験料の捻出が困難なひとり親家庭等に対し、受験にかかった費用の一部を負担します。

●支給対象費用

高等学校・大学などの受験料および私立高等学校入学手付金を支給（上限10万円）

●対象者

東浦町遺児手当の支給対象者または同様の状況にあると認められる方

●申し込み

3月30日(金)までに申請書をお問い合わせ先へ

※申請書は児童課で配布または町ホームページからダウンロード可

●問い合わせ

児童課 内線144

公募委員募集

■東浦町子ども・若者会議公募委員

乳幼児期から青年期に渡る施策について審議するにあたり、住民の皆さんの意見を反映するため、委員を公募します。

●募集人員 2名

●資格

- ・子育て支援および青少年健全育成分野について関心がある方

- ・平成30年4月1日現在、町内に住所を有する満18歳以上の方

※町議会議員と町職員は応募不可

●任期

7月1日(日)から2年間

●開催回数

年1〜3回程度

●報酬

会議開催1回につき

10,000円
※4時間以内の場合は5,000円

●小論文のテーマ

(400文字以内)

「子どもに視点を向けた子育て支援とは」

●申し込み

4月13日(金)までに応募用紙(小論文含む)をファックス、メール、郵送(当日必着)または直接問い合わせへ

※応募用紙は児童課で配布または町ホームページからダウンロード可

●選考結果

応募用紙により選考

※面接を行う場合あり

※結果は後日、文書で通知

●問い合わせ

児童課 内線142

Fax (83) 3912

✉ jido@town.

aichi-higashiura.lg.jp

住所 〒470-2192

(住所不要)児童課



固定資産土地価格・家屋価格の縦覧

自己の土地・家屋の評価額と他の方の評価額を比較し、評価額が適正であることを確認していただくために縦覧を行います。

●とき

4月1日(日)
〜5月1日(火)
午前8時30分

午後5時15分

※水曜日は午後7時15分まで、土日・祝日を除く

●ところ

税務課 資産税係

●対象・内容

土地・家屋の固定資産税の納税者

※納税者と同一世帯の親族、代理人で委任状を提示した方も縦覧可

・土地の納税者：土地価格

等縦覧帳簿(所在、地番

地目、地積、評価額)

・家屋の納税者：家屋価格

等縦覧帳簿(所在、家屋

番号、種類、構造、床面

積、評価額)

午前8時30分

午後5時15分

※水曜日は午後7時15分まで、土日・祝日を除く

●ところ

税務課 資産税係

●対象・内容

・固定資産税の納税義務者

：当該納税義務に係る固定資産

・借地人：当該権利の土地

・借家人：当該権利の家屋

とその敷地の土地

●手数料

1件 200円

※縦覧期間中(4月1日

4月1日(日)〜通年

固定資産課税台帳の閲覧

自己所有の固定資産や、借地・借家人などの権利に係る「固定資産課税台帳」の閲覧を行います。

●とき

4月1日(日)〜通年

●必要なもの

・本人確認書類(納税通知書、運転免許証など)

・法人は社印・代表者印の押印がある委任状

●その他

・縦覧帳簿の内容は、電話での問い合わせ不可

・縦覧帳簿のコピー不可

・評価額について不服がある場合、納税通知書を受け取った日の翌日から3か月以内に限り、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出ができます。

●問い合わせ

税務課 内線116

(日)〜5月1日(火)の閲覧は無料

●必要なもの

・本人確認書類(納税通知書、運転免許証など)

・法人は社印・代表者印の押印がある委任状

・借地、借家人は賃貸借契約書や賃借料領収書など(最新のもの)

●問い合わせ

税務課 内線116